

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称		NHK党 党勢拡大基金	
目 的		本党の勢力拡大を目的とする	
前 年 末 の 残 高 ①		2,877,220	
積 立 て			
年 月 日	金 額	備 考	
R4/12/28	11,627,775	翌年繰り越し	
小 計 ②	11,627,775		
果 実			
年 月 日	金 額	備 考	
小 計 ③	0		
合 計 （ ② + ③ ） ④	11,627,775		
取 崩 し			
年 月 日	金 額	備 考	
合 計 ⑤	0		
本 年 末 等 の 残 高 （ ① + ④ - ⑤ ） ⑥	14,504,995		
増 減 額 ⑥ - ①	11,627,775		

監査意見書

令和 5 年 3 月 30 日

党規約第 10 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した監査の概要

令和 4 年分政党交付金及び基金の収支に関し、使途等報告書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

2 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

監査の結果、使途等報告書は会計帳簿、領収書等及び残高証明書等と一致し、令和 4 年分政党交付金及び基金の収支の状況を適切に記載しているものと認める。

3 その他の監査上の特記事項

なし

政党の名称 : 政治家女子 48 党

監査したものの職・氏名 : 監事 栗飯原 美佳



監 査 報 告 書

令和 5 年 3 月 30 日

政治家女子 48 党

代 表 大津 綾香 殿

T F 公 認 会 計 士 共 同 事 務 所

公 認 会 計 士

成田 まさお



1. 監査の概要

私は、政党助成法（以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、政治家女子 48 党の令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの法第 17 条第 1 項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第 20 条第 1 項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、私は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 法第 15 条第 1 項に規定する会計帳簿、同条第 2 項に規定する領収書等及び同条第 3 項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第 15 条第 1 項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第 17 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- (4) 法第 17 条第 2 項第 1 号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

3. 利害関係

私には、規則第 19 条の規定に違反する事実はない。

以 上

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- ☒ 2 監査意見書
- ☒ 3 監査報告書（本部に限る。）
- ☐ 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- ☒ 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

確認

- ☒ この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日 令和5年3月30日

政党（支部）の名称 政治家女子48党

会計責任者の氏名 立花孝志

